

「普通救命講習」受講への取組（栃木県立那須拓陽高等学校）

栃木県医師会学校保健部会理事 鈴木 明 裕

9月30日に「AED教育の強化提言」が日本循環器学会など22団体から文科省に提言がなされ、提言では小学校の段階から心肺蘇生法を学習指導要領に位置づけることや、大学の教職課程では必修化することなどです。一刻も早い制度化を切望します。

那須拓陽高校の学校保健委員会にて以前に体育祭で心肺停止の事故が起き、体育の先生が救命処置を行い幸いにも一命を取り留めた話をしました。この話が契機となり、養護教諭の安藤季美先生と学校保健委員の生徒さんが、「いつでも誰でも心肺蘇生法（AED使用）が出来るように」を生徒保健委員会での活動テーマに決め平成26年から消防署での「普通救命講習」の受講がスタートとなりました。

この活動が素晴らしいのは、生徒さんが自主的に取り組んだことで、最初は「保健委員」「運動部マネージャー」から始まり、生徒の輪が自然に徐々に広がって受講する生徒が増えていった事です。

実際生徒が受ける講習は、救急法の校内講習1時間（資格の認定はありません）と消防署で実施される「普通救命講習」実習の3時間の計4時間です。普通救命講習にはⅠとⅢとがあり、Ⅰは成人用の講習でⅢは小児幼児対象です。ⅠとⅢを両方取得するには両方受けなければなりません。

実際は色々な問題がありました。まず、消防署での講師の指導可能な人数は1回20名程度です。消防署で実施されるため交通手段の問題もありますが、学校のマイクロバスで送迎することで解決しました。生徒の受講時間も3時間かかりますので、平日は授業で放課後は部活と時間も取れません。テストの最終日や学期ごとの終業式、夏休みの登校日の午後などに実施しました。

養護教諭の安藤先生からは、受講の様子を保健室の廊下に掲示すると、「今度はいつありますか」と聞いてくる生徒もいます。初めは、時間も学外に拘束され、実習もある3時間の講習会のため生徒が集まらないのではと考えていましたが、「生徒の参加意欲は想像以上に旺盛で徒労に終わりました。」とのことでした。

その実績は、全校生徒709人中、平成26年度普通救命講習Ⅰ80名、Ⅲ23名の計103名で、平成27年度はⅠ19名、Ⅲ21名ですが、10月と12月で52名の参加希望者があり計92名です。ⅠとⅢ両方を取得した生徒は20名おります。毎年100名位取得することとなれば全校生徒の約40%が取得できると考えられます。また、学校の教職員の取り組みは、救急法は殆どの先生が参加しておりⅠは21名取得済みです。

生徒と職員全員が取得できれば良いのですが、年間5回ですと100名が限界とのことです。この消防講習も含め4時間の実地研修を行って、しかも、強制ではなく自主的参加で40%の生徒が取得できたのは本当に素晴らしい実績であると感じます。

1時間の救急法のみを受講した後のアンケートでも、92%はより専門的な講習への参加希望があり、また、62%が倒れている人を見たらためらわずに声をかけられる。80%は大切なことは勇気。との回答でした。簡単な救急法を受講するだけでも専門講習への動機付けとなり、躊躇せず勇気をもって実践ができるようになりその効果は想像以上です。

救命講習にはいくつかの問題があると思います。全国的には受講者は減少傾向です。また、学校単位の講習は消防署でなく是非学校に出張で行って欲しいので、地域の消防との会議で要望を出しました。

校長先生以下職員生徒が一丸となって取り組んでいる姿勢に敬服いたします。心肺蘇生は崇高で究極なボランティアと考えます。この実践が末長く続くことを切望し、全国の学校にも広がり、この成果で一人でも多くの命が助かればと願うばかりです。最後に生徒の感想文を掲載いたします。

「初めてAEDを使ってみて私が勇気を出して声を掛ければ一人の命が助かることを知りました」

「自分がやることで誰かの命が救えるかもしれないから、一歩踏み出して行きたい」

